

お知らせ

平成 20 年 12 月 9 日 「単品スライド条項」に係る **対象資材の拡充** について

会津若松市では、工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について、平成 20 年 7 月 3 日から主要な工事材料を「鋼材類」及び「燃料油」の 2 品目を対象に適用を開始しているところではありますが、これら 2 品目以外の主要工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、当分の間、下記のとおり「単品スライド条項」の運用を拡充いたします。

1. 拡充内容

（主要な工事材料の拡充）

「鋼材類」及び「燃料油」の 2 品目以外の主用工事材料についても、発注者・受注者間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、請負代金額に著しい変動（請負代金額の 1% 超）を生じるときは、単品スライド条項を適用できるものとします。

2. 施行日 平成 20 年 12 月 9 日

3. 対象工事 施行日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事

4. その他

(1) 「鋼材類」及び「燃料油」の 2 品目以外の主要工事材料についての単品スライド条項の運用については、運用基準の「鋼材類」の取扱いに準じるものとします。

(2) 工期の末日が施行日以降で平成 21 年 3 月 31 日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成 21 年 1 月 31 日までの場合は、これを行うことができるものとします。

（参考）従前からの考え方との比較

事 項	H. 20. 7. 3 付け運用基準	今回の運用拡充の内容 (H. 20. 12. 9 運用)
適用対象工事	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくても、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の総価に大きな影響を及ぼすものについて、発注者・受注者間の個別協議に基づくもの

変動額算定ルール	工事の請負代金額に対して 1%以上の影響を与える品目 の合計増加額のうち、請負代 金額の1%を超える額を発注 者が負担	同左
----------	---	----

※個別の工事に係る適否については、各発注課となります。